

○交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について(通達)

平成29年3月10日交指甲達第22号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成28年2月16日付け交指甲達第10号「交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について(通達)」

交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例については、対号に基づき運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が平成29年3月12日から施行されることに伴い、別添「交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例」を定め、同日から適用することとしたので、部下職員に対する教養の徹底を図り、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

以下 略